



2023年9月28日

各 位

会 社 名 株式会社 栗本鐵工所
代表者名 代表取締役社長 菊本 一高
(コード番号：5602 東証プライム)
問 合 せ 先 総合企画室長 大野 博史
(TEL. 06-6538-7719)

「従業員持株会向けインセンティブ制度（特別奨励金スキーム）」の導入について

当社は、本日開催の当社取締役会において、当社の中長期的な株主価値に対する当社の従業員（持株会の会員資格のある従業員とし、以下、「従業員」といいます。）のモチベーション向上を企図したインセンティブ・プランとして、従業員持株会向けインセンティブ制度（特別奨励金スキーム）（以下、「本スキーム」といいます。）の導入を決議いたしました。

本スキームは「クリモト従業員持株会」（以下、「本持株会」といいます。）を通じて、当社の発行する普通株式（以下、「当社株式」といいます。）を従業員のうち、本スキームに同意する者（以下、「対象従業員」といいます。）に対して、特別奨励金（以下、「本特別奨励金」といいます。）として支給するもので、本持株会に対する第三者割当の方法によるものです。第三者割当につきましては、本日付「第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」をご覧ください。

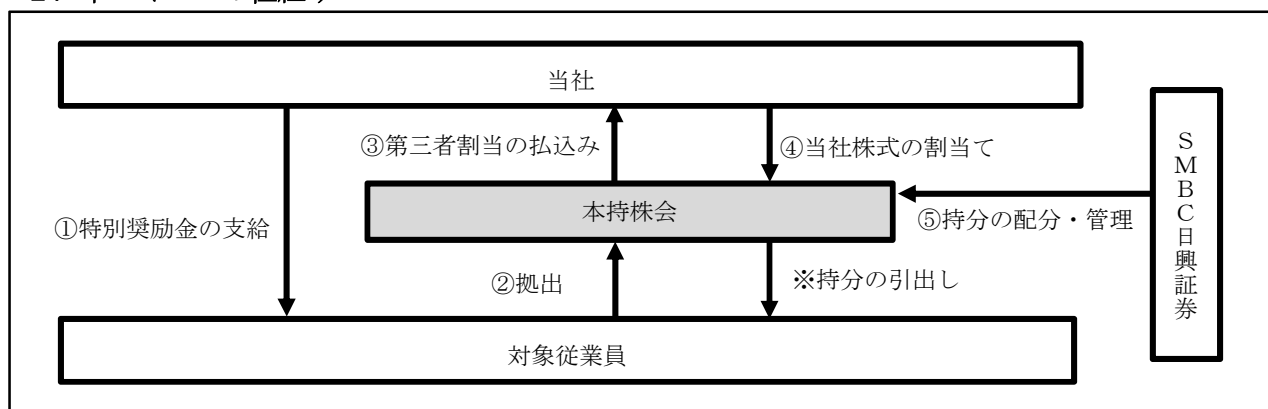
記

1. 本スキームの導入目的と概要

当社は、従業員が当社株式の保有を通じて資産形成を成し、勤労意欲を向上させることを企図して、本持株会の会員に奨励金を支給しております。今般、この考え方を更に推し進め、対象従業員に対し本特別奨励金を支給し、本特別奨励金の拠出をもって本持株会に当社株式を割当てます。

本スキームは、従業員の経営参画意識の高揚を図るとともに、当社の中長期的な株主価値に対するモチベーション向上を企図したもので、従業員が当社の経営をより身近なこととして関心をもち、より多くの従業員が、株主の皆様と中長期的な株主価値を共有することにつながります。また、福利厚生施策として、従業員の資産形成の一助にもなります。

2. 本スキームの仕組み



- ① 当社は対象従業員に特別奨励金を支給します。
 - ② 対象従業員は支給された特別奨励金を本持株会に拠出します。
 - ③ 本持株会は対象従業員から拠出された特別奨励金を取りまとめ、当社へ払込みます。
 - ④ 当社は本持株会に対して当社株式を割当てます。
 - ⑤ 割当てられた当社株式は、本持株会が持株事務を委託しているSMB C日興証券株式会社を通じて、本持株会内の会員持分に配分・管理されます。
- ※ 対象従業員は割当てられた当社株式を個人名義の証券口座に任意に引出すことができます。

3. 本スキームにおける当社株式の付与について

当社は、本スキームの導入の決定に伴い、本日開催の当社取締役会において、現在当社が保有する自己株式789,227株（2023年8月31日現在）のうち163,100株（4億6,842万円相当）を本持株会へ処分することを決議しました。割当先となる本持株会の概要は下記のとおりです。

- | | |
|-----------|------------------------|
| (1) 名称 | クリモト従業員持株会 |
| (2) 所在地 | 大阪府大阪市西区北堀江一丁目12番19号 |
| (3) 理事長 | 林 誠 |
| (4) 保有株式数 | 120,200株（2023年3月31日現在） |
| (5) 保有比率 | 0.9%（発行済株式数に対する比率） |

また、当社は金融商品取引法に基づき、有価証券届出書を本日付で提出しております。
なお、有価証券届出書に記載しました処分株式数及び処分総額は、最大値であり、実際に処分する株式数は、対象従業員の数に応じたものとなります。本持株会は、2023年9月29日開催予定の本持株会理事会を経て、十分な周知期間を設けて従業員に対する入会プロモーションを実施し、本持株会への入会希望者を募ります。このため、実際は本持株会への加入に至らない従業員または退職退会者などが生じ得ますので、対象従業員の数は最大値の想定より少なくなる可能性があります。対象従業員の数が確定した場合の処分株式数及び処分総額につきましては、確定次第速やかにお知らせする予定であります。

以上